

大多喜町電子調達システム運用基準

1 総則

1.1 趣旨

この運用基準は、大多喜町電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、大多喜町財務規則(昭和62年規則第1号)及び大多喜町電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1.2 用語の意義

(1) 大多喜町電子調達システム

大多喜町の発注する工事又は製造の請負、調査、測量、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る入札を処理するシステムで、電子入札システム、入札情報サービス及び入札参加資格申請システムをもって構成する。

なお、大多喜町電子調達システムは、「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から参加申請書・入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの事務(以下「入開札事務」という。)をコンピュータ及びネットワーク(以下「インターネット等」という)を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービスシステム

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へインターネット等を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

大多喜町入札参加業者資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書、見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書、見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) ICカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「コアシステム対応認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）をいい、電子入札業者と大多喜町の双方でICカードを使用し情報のやり取りを行う。

インターネット等を利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用する。

(11) 電子くじ

電子入札システムにおいて、くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する機能をいう。

2 共通事項

2.1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続及びこれに関連する情報公表等をインターネット等を利用して行うことにより、入札過程におけるコスト縮減を図るとともに、発注機関における入札及び契約事務のより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙により行われてきた各業務を電子化することにより、入札及び契約事務の簡素化及び合理化を図るものとする。

電子入札システムは、大多喜町が案件登録、入札参加資格確認申請書、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者が入札書提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2.2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、コアシステム対応認証局が発行した電子証明書を格納したICカードを取得し、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

注：電子証明書とは、情報の発信者が本当に本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用する。

2.3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2.4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ大多喜町が指定及び公表する、工事又は製造の請負、調査、測量、設計等の委託及び物品の買入れ等に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2.5 入札情報サービスシステムについて

入札情報サービスシステムは、調達案件、入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムであり、案件閲覧に伴う物理的及び時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化並びに、情報を町民に広く公表することにより電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2.6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムであり、書類作成及び町役場来庁負担軽減等を図るものとする。

2.7 システムに関する問合せについて

大多喜町は、電子入札システムの利用者に対し、円滑にシステムを運用するため、ちば電子調達システムのサポートデスクを利用するものとする。

2.8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービスシステム及び入札参加資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービスシステム	入札参加資格申請システム
受注者	8:00~24:00	0:00~24:00	8:00~24:00

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトにおいて当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3 電子入札システム

3.1 ICカードの取扱いについて

3.1.1 利用者登録について

電子入札業者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3.1.2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、次の各号に掲げる電子入札業者は電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(1) 企業情報

- ① 電話番号
- ② FAX番号
- ③ 部署名

(2) 代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ① 連絡先名称（部署名等）
- ② 連絡先郵便番号
- ③ 連絡先住所
- ④ 連絡先氏名
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ 連絡先FAX番号
- ⑦ 連絡先メールアドレス

3.1.3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、大多喜町入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者とする。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続を行うものとする。

3.1.4 ICカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ICカードの喪失又は破損等に備えて、予備のICカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3.1.5 ICカードの更新について

電子入札業者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ICカードは、「ICカード企業名称」「ICカード取得者氏名」「ICカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3.1.6 ICカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続をとるものとする。

- ① 紛失及び盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ICカードがロックした時（ICカード用PINの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更したとき
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更したとき
 - ・ICカード企業名称
 - ・ICカード取得者氏名
 - ・ICカード取得者住所
 - ・所属組織の本店所在地
(登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)
- ⑦ 利用者が退職したとき

3.1.7 入札参加中のICカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続が終了するまで同一のICカードを使用し、開札予定日前にICカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

3.1.8 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登録されている者）又は代理人のICカードとする。

3.2 対象入札案件の取扱いについて

3.2.1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は、電子入札案件について、電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は3.7の規定によるものとする。

入札参加希望者は、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な期間余裕をもって、競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。

3.2.2 競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

3.2.3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

大多喜町の都合により入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、大多喜町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3.2.4 案件が変更された場合について

大多喜町の都合により調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、大多喜町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3.2.5 案件が取り消された場合について

大多喜町の都合により入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、大多喜町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3.3 競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3.3.1 必要書類の添付について

競争入札参加資格確認申請書等の必要書類等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 以降の形式での保存したもの
2	Microsoft Excel	Excel2007 以降の形式での保存したもの
3	PDFファイル	Adobe Readerで表示できるもの
4	テキストファイル	—

5	画像ファイル	JPEG及びGIF形式
---	--------	-------------

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3.3.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP又はLZH形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3.3.3 電子入札システムで添付できない必要書類の提出について

添付する書類のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類がある場合にあつては、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（別記第1号様式）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送等で提出するものとする。

- ① 電子入札システムの競争入札参加申込書提出完了確認画面を印刷したもの及び当該提出に必要な書類一式を同封の上、封筒の表に件名及び入札日を朱書きして提出するものとする。
- ② 郵送にあつては、配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。
- ③ 提出期限は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの参加申請書受付締切日時（提出期限）と同一とし、期限内必着とする。
- ④ 提出先は、公告文記載の入札執行課とする。

なお、郵送等により提出する場合は、電子入札システムによる方法と郵送等による方法により分割して必要書類一式を提出することは認められないので注意するものとする。

大多喜町は、必要な関係書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

〈添付することが困難な書類の例示〉

- ① 提出資料に係る電子ファイルにウィルス感染があることが判明し、完全に駆除することができないもの
- ② 図面を添付する必要がある調達案件において、当該図面サイズが大きく電子化することが困難なもの

3.3.4 必要書類の再提出について

入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していないときは、入札参加申込締切日時までに大多喜町に電話で再提出の申入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3.3.5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成し、及び添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、大多喜町は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、書類の提出方法等の対応について協議するものとする。

3.4 指名通知及び入札書の取扱いについて

3.4.1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3.4.2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3.7の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ大多喜町が設定した入札書受付締切予定日時をもって、電子入札システムにより締め切るものとする。

以降、大多喜町は、いかなる場合においても、入札書を受け付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日の翌日が休日の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日時直前）から相当な期間余裕を持って、入札書を提出するものとする。

3.4.3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

大多喜町の都合により入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し、日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、大多喜町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3.4.4 入札書提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、開札開始日時までに電話等で入札を辞退する旨を入札執行課に連絡の上、入札辞退届を提出す

るものとする。

3.4.5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3.5 工事費内訳書の取扱いについて

3.5.1 工事費内訳書の添付について

入札参加者は、公告の規定により工事費内訳書を添付する案件については、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル容量は3MB以内とする。工事費内訳書は、「案件名称」及び「商号又は名称」を記載したものを表紙とすることとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007以降の形式で保存したもの
2	Microsoft Excel	Excel2007以降の形式で保存したもの
3	PDFファイル	Adobe Readerで表示できるもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG及びGIF形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3.5.2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP又はLZH形式に限定し、自己解凍形式(exe形式)は無効とする。

3.5.3 電子入札システムで添付できない工事費内訳書の提出について

入札参加者は、添付する工事費内訳書のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合にあつては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」(別記第1号様式)を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送で提出するものとする。

- ① 二重封筒とし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に工事費内訳書在中の旨及び件名を記入すること。
- ② 表封筒に「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び中封筒を入れること。
- ③ 郵送にあつては、入札書受付締切予定日を指定(配達日指定郵便)して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ④ 提出先は公文書記載の入札執行課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3.5.4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成し、及び添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、大多喜町は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、書類の提出方法等の対応について協議するものとする。

3.6 開札について

3.6.1 開札方法について

大多喜町は事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

3.6.2 開札時の立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。立会いを希望する場合は、開札日前日までに、大多喜町に「電子入札開札立会申請書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

3.6.3 落札者決定について

大多喜町は落札者が決定した場合、電子入札システムから電子メールにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

3.6.4 くじになった場合の取扱い

大多喜町は、落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施し、電子入札システムから電子メールにより入札参加者全員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。

紙入札業者については、入札書に記載したくじ番号を入札執行者が入力するものとする。

る。ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合には、電子入札システムから機械的に付番される番号をくじ番号とする。

3.6.5 再度入札について

大多喜町は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムにより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

再入札書の提出期限は、大多喜町が指定する日時とする。ただし、大多喜町が「全ての再入札書の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記してある場合、全ての再入札書の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3.6.6 入札の保留について

大多喜町は、入札を保留する場合、電子入札システムから電子メールにより入札参加者全員に保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

3.6.7 開札の延期について

大多喜町は、開札を延期する場合、電子入札システムから電子メールにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3.6.8 入札の取止めについて

大多喜町は、入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムから電子メールにより入札参加者全員に取止め通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。

3.6.9 入札結果公表について

大多喜町は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、入札執行課は入札情報サービスシステム又は大多喜町ホームページにより速やかに入札結果を参照できるものとする。

3.7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3.7.1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

大多喜町は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ① 電子入札導入のため、ＩＣカード発行の申請中で、当該事由を証明するための書類を提出できる場合
- ② 電子入札業者が、ＩＣカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ 電子入札業者が、ＩＣカードの失効及び破損等でＩＣカードが使用できなくなり、ＩＣカード再発行の申請中の場合
- ④ 自然災害等によるパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤ その他大多喜町がやむを得ないと認めた場合

3.7.2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（別記第３号様式）を大多喜町へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③及び④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（別記第３号様式）を大多喜町へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3.7.3 紙入札業者の提出期限及び提出場所について

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合の競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」（別記第３号様式）を大多喜町に提出した後に通知されるものとする。

3.7.4 紙入札業者の再度入札について

大多喜町は再度入札となった場合、3.6.5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、入札書受付締切予定日時までに「入札書」（別記第４号様式）を入札執行課へ提出するものとする。

4 入札情報サービスシステム（P P I）

4.1 案件公表の範囲

4.1.1 システムの利用者について

全ての町民は、入札情報サービスシステムを利用できるものとする。

4.1.2 対象案件の範囲

入札情報サービスシステムへの公表対象案件は、大多喜町が発注する電子入札等の入札情報とするものとする。

4.1.3 入札情報サービスシステムの提供情報について

入札情報サービスを使用して提供する情報については、ちば電子調達システムの受注者ポータルサイトで明示する。

5 入札参加資格申請システム

5.1 申請ID及びパスワードの付与

申請ID及びパスワードの付与については、別に定めるものとする。

5.2 申請者の責任

5.2.1 申請ID及びパスワードの管理

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に申請ID及び本人が登録したパスワードについて自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、大多喜町は、申請、届出等について、厳重に管理された申請ID及びパスワードを用いて、本人又は代理人により行われたものとして処理する。

5.2.2 申請ID及びパスワードの紛失、盗難、不正使用等

申請者は、申請ID及びパスワードの紛失、盗難、不正使用等が判明した場合は、速やかに大多喜町に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

5.2.3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに大多喜町に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

5.2.4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに大多喜町が定める所定の変更手続を行うものとする。

5.3 申請、届出等の委任

5.3.1 申請、届出等の第三者への委任

申請者が、大多喜町に対する申請、届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請、届出等を行う者は当該手続に関する全権を委任されたものとする。

5.3.2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者又は他の第三者が被った損害については、大多喜町は一切の責任を負わないものとする。

5.4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令等及び大多喜町個人情報保護条例等に基づいた取扱いを行い、個人情報の保護を行うこととする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

6 システム障害等の取扱いについて

6.1 大多喜町側のトラブル

大多喜町は、電子調達システム用サーバー、ネットワーク等に障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札事務の延期、紙入札への移行等運用の変更を行うものとする。

この場合、大多喜町は、状況に応じて大多喜町ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む。）に連絡し、及び公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

6.2 電子入札業者側のトラブル

6.2.1 入札参加希望者がICカードを紛失し、又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加申請前にICカードを紛失し、又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続を行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できない時は、速やかに3.7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続を行うものとする。

6.2.2 入札参加業者がICカードを紛失し、又は破損した場合

入札参加者は、入札参加途中にICカードを紛失し、又は破損した場合、予備のICカードが準備できている場合は、予備のICカードにより現在参加途中の電子入札案件に対

して処理を継続して行うものとし、予備の I C カードを準備できないときは、速やかに 3.7 の規定により紙入札業者として入札に参加する手順を行うものとする。

また、入札参加者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従い I C カードを無効とする申請及び再発行の手続を行うものとし、I C カード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

6.2.3 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みが立たないときは、速やかに 3.7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続を行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

6.2.4 停電が起こった場合

入札参加者は、天災又は電力会社の原因による広域的若しくは地域的な停電が発生した場合、テレビ、ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みが立たないときは、速やかに 3.7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続を行うものとする。

6.2.5 機器類(パソコン等)に障害が起こった場合

入札参加者は、機器類(パソコン等)に障害が起こった場合、長時間復旧の見込みが立たないとき又は代替機器を準備できないときは、速やかに 3.7 の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続を行うものとする。

6.2.6 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システム受注者ポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、大多喜町又はちば電子調達システムサポートデスクに電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

7 不正行為等の取扱いについて

7.1 I C カードを不正使用等した場合の取扱いについて

大多喜町は、入札参加者が次に掲げる場合その他 I C カードを不正に使用等した場合に

は、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人に成りすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

7.2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3.3.5又は3.5.4の規定により、大多喜町が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

8 免責事項

8.1 大多喜町電子調達システムの改修、運用の停止等

大多喜町は、必要があると認めるときは、大多喜町電子調達システムの改修、運用の停止、中止及び中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、大多喜町は一切の責任を負わないものとする。

8.2 運用基準の変更

大多喜町は、利用者への事前の通知を行うことなくこの運用基準を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に大多喜町電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。

附 則

この基準は、平成28年9月8日から施行する。